

市第115号議案

横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正

横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「という。）」の次に「及びこれに準ずる支援」を加える。

第8条第2号中「第18条」の次に「若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4」を、「により利用する場合」の次に「又は次号に掲げる場合」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 心身に障害のある疑いのある者が就労支援施設を利用する場合は、法第29条第3項の規定により定められた就労移行支援に係る費用の額の10分の1の額

第8条第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市総合リハビリテーションセンター条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市総合リハビリテーションセンターの就労支援施設の心身に障害のある疑いのある者の利用に係る利用料金を定める等のため、横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正したいので提案する。